

# 療育手帳で受けられる援助等の一覧

香川県障害福祉相談所

令和元年8月1日

名称	対象				内 容	窓 口	備 考
	①	A	②	B			
重度心身障害者(児)医療費支給制度	○	○	○	*	医療費(自己負担額)の一部償還	市福祉事務所 町担当窓口	所得制限あり *一部市町該当
特別児童扶養手当	○	○	*	*	障害の程度により保護者等に支給される手当 対象は20歳未満	市福祉事務所 町担当窓口	1級 月額 52,200円 2級 月額 34,770円 *医師の診断書が必要で一部該当 所得制限あり
特別障害者手当	*	*	*	*	常時特別な介護を必要とする重度障害者本人に支給される手当 対象は20歳以上	市福祉事務所 町担当窓口	月額 27,200円 *医師の診断書が必要で一部該当 所得制限あり
障害児福祉手当	*	*	*	*	常時介護を必要とする重度障害児本人に支給される手当 対象は20歳未満	市福祉事務所 町担当窓口	月額 14,790円 *医師の診断書が必要で一部該当 所得制限あり
障害基礎年金	*	*	*	*	20歳以上の障害者本人に支給される年金	市町国民年金課	1級 年額 975,125円 2級 年額 780,100円 *医師の診断書が必要 認定基準あり
心身障害者扶養共済制度	○	○	○	○	毎月掛金を払い、加入者(保護者)が死亡、または著しい身体障害がある状態になった場合、年金が、終身、障害者(児)に支給される	市福祉事務所 町担当窓口	加入者年齢の制限あり 年金額 1口あたり 2万円
所得税・地方税の所得控除	○	○	*	*	所得からの控除額 (○特別障害者 *一般障害者)	税務署 市町税務課	特別障害者→所得税 40万円住民税 30万円 一般障害者→所得税 27万円住民税 26万円
自動車税等の減免	○	○			自動車税・軽自動車税及び自動車取得税の減免	県税事務所 市町税担当課	使用状況の証明が必要 上限額あり (差額は自己負担)
県営住宅登録入居	○	○	○	○	一般県営住宅及び特別県営住宅	県営住宅指定管理者	
障害者雇用援護制度	○	○	○	○	就職援助のための諸制度	ハローワーク・障害者職業センター	
重度障害者(児)に対する日常生活用具の給付	○	○			特殊マット・特殊便器・火災報知器・自動消火器・頭部保護帽・電磁調理器(18歳以上)等 (自治体によって違いあり)	市福祉事務所 町担当窓口	利用負担あり
在宅重症心身障害者(児)訪問指導事業	○	○			生活、療育等の相談指導	県障害福祉相談所	対象：重症心身障害者(児)のいる家庭 医師、保健師等による家庭訪問
NHK放送受信料の割引制度	○	○	○	○	NHK放送受信料の免除(全額・半額)	市福祉事務所・町担当窓口 NHK高松放送局	全額・・・市町村民税非課税世帯 半額・・・重度の本人が世帯主の場合 } 市福祉事務所長・町長の証明が必要
有料道路通行料金の割引	○	○			重度の障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合の料金割引(登録自動車は1台に限る)	市福祉事務所 町担当窓口	自動車の登録が必要 割引率 50%

(注) 独自の制度を設けているところもありますので、詳しくは市福祉事務所・町役場でお尋ねください。

旅客運賃割引制度

第1種・・・本人・介護者割引 / 第2種・・・本人のみ割引

	割引率	㉠	A	㉡	B	連絡先	電話	備考
四国旅客鉄道	50%	○	○	○	○	営業部業務課	087-825-1636	101 km以上（但し、1種で介護者同伴の場合は距離制限なし）
高松琴平電気鉄道	50%	○	○	○	○	サービス部営業所	087-831-6008	12歳未満の場合、Irucaカードなら所定の手続きで保護者も割引が受けられます
県内バス事業者	50%	○	○	○	○	各バス会社		
航空運賃割引（国内線のみ）	約25%	○	○	○	○	予約センター（国内）		満12歳以上 ※割引率は航空会社、路線によって異なります。 H30.10.4から一部の航空会社において第2種についても介護者割引が適用されています。
タクシー運賃割引	10%	○	○	○	○			乗車時に療育手帳提示
高松空港駐車場	50%	○	○	○	○	高松空港事務所	087-879-5961	（財）空港環境整備協会が管理する高松空港駐車場

（注）他にも多様な要件等があります。詳しいことは窓口にてお尋ねください。

入園料等の減免（抜粋）

	割引対象	割引率	㉠	A	㉡	B	問合せ先	備考
さぬきこどもの国	スペースシアター観覧料、自転車使用料	100%	○	○	○	○	087-879-0500	療育手帳提示 介護者も適用
かがわりハ 福祉センター	体育施設	100%	○	○	○	○	087-867-8422	療育手帳提示 介護者も適用
県立ミュージアム	観覧料	100%	○	○	○	○	087-822-0002	療育手帳提示
栗林公園	入園料	100%	○	○	○	○	087-833-7411	療育手帳提示 介護者も適用
映画鑑賞料金	鑑賞料金 1000円		○	○	○	○	各 映画館	療育手帳提示 介護者も適用
携帯電話使用料	基本使用料等	*	○	○	○	○	各 販売店	療育手帳提示 *割引率については窓口 で御確認ください

（注）他にも多様な要件等があります。詳しいことは窓口にてお尋ねください。

障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービス（抜粋）

支援の種類	備考
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せ、食事の介護、家事
重度訪問介護	行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する人への居宅における介護
児童発達支援・放課後等デイサービス	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活適心訓練
行動援護	行動上著しい困難を有する人に危険回避に必要な支援、外出支援
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等、短期間、夜間も含めて介護
移動支援	地域での自立生活や社会参加を促すための外出支援
日中一時支援	日中の活動の場の確保、家族の就労支援や一時的な休息のための支援

\* 市町担当窓口へ申請し、聞き取り調査等により市町がサービスの支給決定をします  
 \* 市町から**受給者証**の交付を受けて、事業所と契約しなければ利用できません  
 \* 基本的には福祉サービス費の1割が利用者負担となります  
 \* 詳しくは、お住まいの市町窓口でお尋ねください